

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に事業所を有し、磐城森林管理署管内の国有林（南相馬市や飯舘村）において伐採、販売、造林を営む申立会社について、事故前に作業をしていた山林には避難指示により立ち入ることができず、従前の申立会社の事業内容等に照らして他地域の山林において事業を再開することも困難であったとして、平成26年12月までの逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社 X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、第2記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、下記記載の損害項目（下記期間に限る。）についての和解金として、金30,900,000円の支払義務のあることを認める。

- | | | | |
|---|-----------------|------------|--------------|
| 1 | 損害項目 | 営業損害（逸失利益） | 金30,000,000円 |
| | 期 間 | 自 26年1月1日 | 至 26年12月31日 |
| 2 | 本件和解仲介に関する弁護士費用 | | 金900,000円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第2記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第2、1記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年6月9日

（仲介委員長 小山達也、仲介委員 尾野恭史）